

令和3年

# 重要判例回顧

弁護士  
柳田 幸三

本稿は、本増刊号冒頭の「監修にあたって」で触れたとおり、本誌令和3年1月号(865号)から令和3年12月号(878号)までの本誌通常号の「金融商事実務判例紹介」欄掲載の判例の中から、企業法務および銀行法務の観点からみて重要なものを「銀行の固有業務」、「銀行の固有業務」、「回収・倒産」、「その他金融業務」、「商事」、「その他企業法務」の6つの分野に分類して、その概要を紹介するものである。記述にあたっては、前年号と同様に、通読する場合の読みやすさの観点から、訴訟当事者を原告、控訴人、上告人などの訴訟手続上の呼称で呼ぶことは避けることとした。なお、紙幅の関係と重要性の観点から、最高裁判例を対象としてその概要を紹介することとした。また、

略称については、当該後に続く括弧内に略称のみを記載することとした。

## 一 銀行の固有業務

1 自筆遺言証書に真実遺言が成立した日と相違する日の日付が記載されているからといって同証書による遺言が無効となるものではないとされた事例(破棄差戻し)(最判令和3・1・18本号判例)

本件は、亡Aが作成した平成27年4月13日付け自筆証書(本件遺言書)による遺言(本件遺言)について、Xらが、本件遺言書に本件遺言が成立した日と相違する日の日付が記載されているなどと主張して、Yらに対し、本件遺言が無効であることの確認等を求めた事案である。原審は、自筆証書によって遺言

をするには、真実遺言が成立した日の日付を記載しなければならぬところ、本件遺言書には、押印がされた日付である平成27年5月10日を記載すべきであったのに、前記のこれと異なる日が記載されているから、本件遺言は、無効であると判断した。

本判決は、自筆証書によって遺言をするには、真実遺言が成立した日の日付を記載しなければならぬと解されるどころ、本件遺言が成立した日は、押印がされて本件遺言が完成した平成27年5月10日というべきであり、本件遺言書には、これと相違する日付が記載されている

が、民法968条1項が、自筆証書遺言の方式として、遺言の全文、日付および氏名の自書ならびに押印を要するとした趣旨は、遺言者の真意を確保すること等にあるところ、必要以上に遺言の方式を厳格に解するときには、かえって遺言者の真意の実現を阻害するおそれがあるとし、Aが、入院中の平成27年4月13日に本件遺言の全文、同日の日付および氏名を自書し、退院して9日後の同年5月10日に押印したなどの本件の実事関係の下では、本件遺言書に真実遺言が成立した日と相違する日の日付が記載されているからといって直ちに本件遺言が無効となるものではないというべきであると判示して、原判決を破棄し、本件を原審に差し戻した。本判決は、自筆証書遺言の作

分類	概要	裁判所・言渡日等	出典
預金業務	預貯金者保護法 窃取されたキャッシュカードにより不正に預金が払い戻された預金者が金融機関に対して預貯金者保護法に基づいてした補てん金請求が預金者（原告）に「重大な過失」があるとして棄却された事例	東京地判令和3・2・19 (確定)	金判 1618号 37頁 本号㉑判例
	振り込め詐欺救済法 消費者庁がホームページ上に一般消費者向けの注意喚起情報を掲載したことをもって、金融機関が当該注意喚起情報に係る原告の預金口座を犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律3条1項の規定に基づいて取引停止措置を講じたことを理由に、原告の預金払戻請求を拒絶することができるとされた事例	東京地判令和2・8・6 (控訴)	判時 2476号 30頁 金法 2156号 81頁 本号㉒判例
	救済法 原告名義の普通預金口座が「犯罪利用預金口座」（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律2条4項2号）に該当しないなどとされた事例	東京地判令和2・6・30 (確定)	判時 2491号 47頁 金法 2163号 77頁 本号㉓判例
	相続預金の払戻し 金融機関が共同相続人の一人に対し相続財産である普通預金全額の払戻しをした場合において、①ほかの共同相続人の金融機関に対する、上記預金のうち当該共同相続人の相続分に相当する部分の払戻請求が棄却され、②(a)金融機関の全共同相続人に対する、金融機関が上記預金の払戻債務を有しないことの確認請求が棄却され、(b)金融機関の本件払戻しを受けた共同相続人に対する、不法行為に基づく本件払戻しのうち当該共同相続人の相続分を超過する部分に係る損害の賠償請求が認容された事例	東京地判平成31・4・26 (一部認容)	判タ 1478号214頁
	旧民法478条による免責が認められた事例	東京地判令和2・6・9 (控訴)	金判 1605号 52頁 本号㉔判例
	民法478条 預金払戻請求に係る訴えが代表権を有しない者により提起されたものとして却下された事例	大阪地判平成30・2・20 (控訴)	金判 1620号 48頁 判タ 1488号248頁 金法 2167号 78頁
	インターネットバンキング 電子商取引において、①当該プラットフォームを提供する事業者またはそのグループ会社が販売する商品の売主を判断する際に考慮する事情および②インターネットバンキングが不正に利用された場合の被害者と売主との間の不当利得の成否	京都地判令和3・1・19 (確定)	金法 2173号 75頁 本号㉕判例
	デビットカード デビットカードについて、その会員規約によれば、同カードを利用した取引は、即時的に支払いの決済がなされる取引であって、クレジットカードによる取引のように与信が伴う性質の取引ではなく、このような即時的な支払決済に用いられるデビットカードの会員番号等の情報は、平成28年法律第99号による改正前の割賦販売法35条の16第1項に規定された「クレジットカード番号等」に当たらないとして、その提供について同法49条の2の罪の成立を否定した事例	東京高判令和2・3・18 (上告)	判タ 1482号111頁 本号㉖判例
	預金差押え 持続化給付金振込貯金債権に対する債権差押え	神戸地伊丹支決令和2・11・19 (確定)	金法 2157号 63頁 本号㉗判例

窃取キャッシュカードにより不正に預金が払い戻された預金者が金融機関に対して「預貯金者保護法」に基づいてした補填金請求が預金者である原告に「重大な過失」があるとして棄却された事例（確定）（東京地判令和3・2・19金判1618号37頁）

重要度 ★★☆☆

● 事案の概要 ●

X（87歳）は、自称警察官に対し、電話で自己名義の金融機関Yの預金口座の口座番号および暗証番号等を知らせ、自宅に訪問してきた別の自称警察官から当該口座に係るキャッシュカードを盗取された後、何者かによって、当該キャッシュカードを用いて、現金自動支払機により預金の払戻しをされた。Xは、金融機関Yに対し、偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（以下、「法」という）5条に基づき補填金支払請求として、その払戻し額の4分の3に相当する150万円余等の支払いを求めた。

判旨

「（法5条3項1号イの）『重大な過失』とは、預貯金者において、真正カード等の管理、暗証番号の管理等に関し、通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、自らの預貯金等契約に係る預金口座から機械式預貯金払戻しが行われる結果をたやすく予見することができたような、故意と同視し得る著しい注

意欠如の状態をいう。「Xは、わずかの注意さえすれば、警察官をかたるCに対して本件Yカードの暗証番号を知らせた場合、C又はその関係者によって、当該暗証番号及び別途入手した本件Yカード又はその偽造カード等を用いるなどして、本件Y口座から機械式預貯金払戻しが行われる結果となることをたやすく予見することができたのに、漫然これを見過ごし、（略）：Cに対して当該暗証番号を知らせるという行為を行った」。「Xは、わずかの注意さえすれば、Dの居る自宅玄関先に本件Yカードの入った封筒を置いたまま自宅居室に赴いた場合、Dによって本件Yカードを盗取された上、D又はその関係者によって、本件Yカード及び別途入手した暗証番号を用いるなどして、本件Y口座から機械式預貯金払戻しが行われる結果となることをたやすく予見することができたのに、漫然これを見過ごし、（略）：Dの居る自宅玄関先に本件Yカードの入った封筒を置いたまま自宅居室に赴くという行為を行った」。「Xには、わずかの注意さえすれば、本件Yカードに係る本件Y口座からの機械式預貯金払戻し：（略）：が行われる結果をたやすく予見することができた場合であるのに、漫然これを見過ごしたような、故意と

解 説

同視し得る著しい注意欠如の状態、すなわち『重大な過失』が認められる。」

本件はいわゆる預貯金者保護法の5条3項1号イに定める「重大な過失」の意義とその適用が問題となった事案である。本判決は、法の目的等を踏まえ「重大な過失」につき失火責任法などにおけるものと同旨の内容を述べたうえ（最判昭和32・7・9民集11巻7号1203頁参照）、①暗証番号を第三者に入手された場合、不正な機械式預貯金払戻しがされる蓋然性が高いこと、②警察官をかたるなどの詐欺的手段を用いて暗証番号を聞き出す手口が横行していること、③これらのことは広く一般に知られていること等の事情を指摘し、原告に「重大な過失」を認め、請求を棄却した。事案の詳細や証拠関係等はわからないものの、一般論として、特殊詐欺事案において高齢者が巧妙な詐欺的手段により暗証番号を聞き出されキャッシュカードを窃取される等した場合、判示のような事情等をもって「故意と同視し得る著しい注意欠如の状態」ありと評価し得るかは、詐欺の態様等の事情にもよるが、議論の余地もあるのではなからうか。

（谷本誠司）